Ⅰ　コンビナート地域に係る高圧ガス保安法の指定都市への権限移譲について

県では、コンビナート地域に係る高圧ガス保安法の指定都市への権限移譲について協議するため、指定都市都道府県調整会議を実施した。

１　これまでの経緯

・　第５次地方分権一括法が公布(平成２７年)

・　市が全地域の高圧ガス保安法の移譲を県に要望(平成２９年)

・　第５次地方分権一括法により、コンビナート地域を除く高圧ガスの許

認可権限が指定都市に移譲（H30）

　・　両市から指定都市都道府県調整会議の開催の請求(令和２年８月26日)

２　横浜市神奈川県調整会議、川崎市神奈川県調整会議の開催(合同開催)

(1)　開催日

令和２年11月16日

(2)　参加者

　　　 知事、横浜市長、川崎市長

(3)　実施場所

　　　 神奈川県庁　大会議場

３　協議結果

・　県と両市は、高圧ガス保安法に基づく許認可権限の移譲を前提に、コンビナート地域の防災力の強化に向け、今後より一層の連携・協力を推進することを合意した。

・　具体的には、来年度より、職員の技術力、地域の防災力の強化のため、新たに職員の相互交流を実施するとともに、同地域における防災訓練や事業所への合同立入検査などについて連携を一層強化して実施する。

・　また、同権限の移譲については、「県・市町村間行財政システム改革推進協議会」に新たに「検討部会」を設置し、住民の目線に立って、具体的な課題を協議する。